

長野県上小医療圏地域医療構想調整会議開催要綱（案）

（趣旨）

第 1 上小医療圏における地域医療構想の策定及び実現に向けた取組について協議、検討するため、長野県上小医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。

（会議事項）

第 2 調整会議構成員は、次の事項について、意見交換を行う。

- （1）長野県地域医療構想の策定に関すること
- （2）地域医療構想の達成の推進に関すること
- （3）地域医療介護総合確保基金の県計画に盛り込む事業に関すること
- （4）その他必要と認められること

（構成）

第 3 調整会議は、30 人以内で構成する。

2 構成員には、医療関係者、関係団体の代表者、住民代表、医療保険者、市町村長及び県関係機関の長等のうちから上田保健福祉事務所長が出席を依頼する。

（座長）

第 4 調整会議に座長を置き、上田保健福祉事務所長の職にある者を充てるものとする。

（その他）

第 5 この要綱に定めるもののほか、調整会議に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月27日から施行する。

この要綱は、令和2年8月11日から施行する。

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

新旧対照表

新	旧
長野県上小医療圏地域医療構想調整会議開催要綱（案） （趣旨） 第1 上小医療圏における地域医療構想の策定及び実現に向けた取組について協議、検討するため、長野県上小医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。 （会議事項） 第2 調整会議構成員は、次の事項について、意見交換を行う。 （1）長野県地域医療構想の策定に関すること （2）地域医療構想の達成の推進に関すること （3）地域医療介護総合確保基金の県計画に盛り込む事業に関すること （4）その他必要と認められること （構成） 第3 調整会議は、30人以内で構成する。 2 構成員には、医療関係者、関係団体の代表者、住民代表、医療保険者、市町村長及び<u>県関係機関の長等</u>のうちから上田保健福祉事務所長が出席を依頼する。 （座長） 第4 調整会議に座長を置き、<u>上田保健福祉事務所長の職にある者を充てるものとする。</u> （その他） 第5 この要綱に定めるもののほか、調整会議に必要な事項は別に定める。 附 則 この要綱は、平成27年11月27日から施行する。 この要綱は、令和2年8月11日から施行する。 <u>この要綱は、令和8年 月 日から施行する。</u>	長野県上小医療圏地域医療構想調整会議開催要綱（案） （趣旨） 第1 上小医療圏における地域医療構想の策定及び実現に向けた取組について協議、検討するため、長野県上小医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。 （会議事項） 第2 調整会議構成員は、次の事項について、意見交換を行う。 （1）長野県地域医療構想の策定に関すること （2）地域医療構想の達成の推進に関すること （3）地域医療介護総合確保基金の県計画に盛り込む事業に関すること （4）その他必要と認められること （構成） 第3 調整会議は、30人以内で構成する。 2 構成員には、医療関係者、関係団体の代表者、住民代表、医療保険者及び市町村長等のうちから上田保健福祉事務所長が出席を依頼する。 （座長） 第4 調整会議に座長を置く。 （その他） 第5 この要綱に定めるもののほか、調整会議に必要な事項は別に定める。 附 則 この要綱は、平成27年11月27日から施行する。 この要綱は、令和2年8月11日から施行する。

地域医療構想調整会議の見直しに係る上小医療圏の対応(案)について

1 構成員等の見直し

(1) 座長

区分	現 行	新
座 長	上田市医師会長	上田保健福祉事務所長

(2) 構成員

	区分	現行の構成員	新構成員
1	医療・保健関係者	上田市医師会会長	継続
2		上田市医師会副会長	
3		小県医師会長	
4		上田小県歯科医師会長	
5		上田薬剤師会長	
6		看護協会上田支部長	
7		安藤病院長	
8		鹿教湯病院統括院長	
9		信州上田医療センター院長	
10		千曲荘病院長	
11		丸子中央病院長	
12		東御市民病院長	
13		国保依田窪病院長	
14		岸医院長	
15	医療保険関係者	全国健康保険協会長野支部 企画総務部長	継続
16	住民代表	上田市自治連合会長	継続
17	市町村※	上田市地域医療政策室長	上田市長
18		東御市健康推進課長	東御市長
19		長和町保健福祉課長	長和町長
20		青木村住民福祉課長	青木村長
21	上田地域広域連合	事務局長	継続
22	県関係機関		上田地域振興局長
23		上田保健福祉事務所長	継続

※開催要綱上は市町村長であるが、これまでは市町村の関係課長等を構成員としていた。
次回会議（R8第2回）以降、市町村長の出席を求めるものとする。